平成２５年（フ）第９８７号
横浜市保土ケ谷区月見台20番22号　月見荘201号
破産者　山崎　里美
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０３３号
横浜市青葉区奈良２丁目36番地１　エクセレント岩崎301
破産者　岩崎　　智
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３号
富山県射水市宮袋281番地
破産者　米原農産こと　米原　利治
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１５０号
金沢市天神町２丁目19番12号、従前の住所金沢市桜町24―８、従前の住民票上の住所金沢市桜町24番６－４号
破産者　上瀧　正顕
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１９８号
石川県かほく市高松ツ11番地
破産者　長柄不動産こと　長柄　　孟
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２１０号
金沢市入江３丁目147番地
破産者　大正路知子
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１７０号
大阪府堺市堺区北庄町１丁７番１―406号、旧住所徳島市南田宮１丁目５番30―406号
破産者　大星　　貴
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６１号
高知市神田2256番地４
破産者　井上　勝実
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６８号
さいたま市浦和区木崎５丁目３番８号
破産者　木村　圭延
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
さいたま市緑区大字下野田950番地　センターフィールド浦和美園壱番街502
破産者　瀬尾　　洋
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５００号
埼玉県幸手市東３丁目７番18号、旧住所埼玉県幸手市中３丁目15番９号
破産者　村上　直樹
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５４４号
埼玉県朝霞市本町１丁目37番12号　チェンバー103号室、旧住所埼玉県朝霞市幸町２丁目１番37―605号
破産者　滝澤　博之
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６３３号
さいたま市緑区原山１丁目12番16号　202号室
破産者　木村　公美
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
茨城県土浦市城北町18番23号、住民票上の住所茨城県土浦市城北町17番14号
破産者　木村　和市
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３９４号
広島県東広島市西条町助実1559番地１　サンシャインＡ棟121号
破産者　多田良公徳
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７１号
北九州市八幡西区舟町１番20号
破産者　波多野和治
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２７２号
北九州市八幡西区舟町１番20号
破産者　波多野暁子
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６７２号
札幌市南区南沢３条２丁目16番20―209号
破産者　安田　祥大
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２０号
札幌市中央区南14条西12丁目２番40―1103号
破産者　成田　章子（旧姓小坂）
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部